

大阪市告示第1801号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和8年1月6日（火）	午前9時から 正午まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
	令和8年1月5日（月）	
	令和8年1月7日（水）から 同月9日（金）まで	
	令和8年1月12日（月）	
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和8年1月14日（水）から 同月16日（金）まで	午前9時から
トレーニング場	令和8年1月19日（月）	午後9時30分まで
	令和8年1月21日（水）から 同月23日（金）まで	
	令和8年1月26日（月）	
	令和8年1月28日（水）から 同月30日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）